

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第24回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年12月14日（火） 14:40～15:02

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、前川 正文（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、吉田 正彦（料金サービス課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1） 諮問事項

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について【諮問第3027号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名のうち、現在6名の委員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、諮問事項1件であります。

○根岸部会長　それでは、諮問第3027号、第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について、ご説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、お手元の資料24-1に基づきまして、第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定につきましてご説明申し上げます。

2ページをご覧くださいと思います。まず、制定の背景でございます。平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」におきまして、第二種指定電気通信設備を設置する事業者、現状、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI、沖縄セルラーが該当いたします二種指定事業者に関しまして、接続料算定の適正性・透明性の向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースといたしまして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当とされたところでございます。

これを受けまして、本年11月26日、第176回臨時国会におきまして、二種指定事業者に係る規制を定めた電気通信事業法第34条の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立したところでございます。本改正によりまして、二種指定事業者は、総務省令で定めるところにより二種指定設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況、その他総務省令で定める事項を公表することとされているところでございます。

本件は、これらを踏まえまして、二種指定事業者について、二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法等を定める省令を制定するものでございます。

以下、省令案の概要でございます。まず、目的でございますけれども、今申し上げましたとおり、二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該

接続に関する収支の状況を明らかにし、もって二種指定事業者が二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的としているところでございます。

会計の整理の方法についてでございますけれども、本省令において使用いたします用語につきましては、電気通信事業法、電気通信事業会計規則の例によるというものでございます。これは、先ほど、背景のところでも申し上げましたとおり、基本的に電気通信事業会計をベースとした会計とするということから来ているものでございます。

それから、2点目、二種指定事業者は、この省令に定めるところによりまして、会計を整理することになるわけでございますけれども、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けまして、本省令の規定によらないことができるということとしております。これは、同じく事業会計規則でも同様の許可を得られるようにしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、本省令に定めのない事項についての規定でございますけれども、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならないという規定を設けてございます。

それから、会計整理をする上での勘定科目の分類でございますけれども、事業会計規則の規定を準用するというところでございます。こちらにつきましては、参考資料の別添3、後ろになりますけれども、28ページから35ページ、事業会計規則の勘定科目を準用するという形をお願いすることとなっております。

それから、二種指定事業者が今回作成いたします書類についてでございますけれども、これは、まず、貸借対照表でございます。これは、今ご覧いただいていた28ページから35ページの次でございます。35ページから38ページまでの様式でございます。これが貸借対照表でございます。

続きまして、損益計算書、これは、その次、39ページから40ページ、同じく事業会計規則を準用するものでございます。

それから、個別注記表でございます。個別注記表につきましては、会計事実を明瞭に表示させるために、一定の場合に注記を付させるものでございますけれども、これを表という形でまとめたものが個別注記表でございます。一部、本接続会計に関連しないものを削除した上で、事業会計規則の注記表を踏まえて作成したものでございます。

その他、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書、配賦整理書というものを作成す

る必要がございますけれども、これらにつきましては、参考資料、ページで申しますと、20ページをご覧いただければと思います。

20ページには、左側に電気通信事業会計規則、右側に今回の接続会計規則で作成する表について記載してございます。この表につきましては、答申にもございますとおり、接続料算定の適正性・透明性の向上と過度の規制コスト増大の抑制の両面に配慮して検討するというごさいまして、電気通信事業会計規則の左にあるような各表を、今回の接続会計規則につきましては、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、移動電気通信役務収支表、それに、それらを合わせた接続会計報告書と配賦整理書、こういったものをお作りいただくということにしております。

1ページおめくりいただきますと、21ページでございますけれども、今申し上げました二種指定事業者が作成すべき書類というものを整理して載せてございます。貸借対照表、損益計算書は、いずれも電気通信事業会計規則の準用でございます。個別注記表を別表第一といたしまして、黄色く塗ってございますけれども、移動電気通信役務収支表を別表第二とし、今申し上げた4つを接続会計報告書として別表第三と規定をいたしております。さらに、配賦整理書ということで、配賦の考え方、手順等につきまして記載する書類をお作りいただくということになります。

22ページでございます。今、上で黄色く塗られておりました移動電気通信役務収支表でございますが、これは、電気通信事業会計規則の役務損益明細表のうち、営業費用が一括して記載されているものを電気通信事業会計規則の勘定科目別に分けまして、整理し、細分化するものでございます。そういうことで、接続料の適正性の検証が可能となるようにということでございます。

それでは、また、3ページにお戻りいただければと思いますが、(6)でございます。金額の表示につきましては、千円単位、または百万円単位をもって表示することができる。これは、会計自体は一円単位でやっていただくこととなりますけれども、表示につきましては、千円、もしくは百万円ということでございます。

それから、(7)資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法につきましては、事業会計規則の規定を準用するということでございます。これもまた、行ったり来たりで恐縮ですが、参考資料23ページをご覧いただければと思います。接続会計規則第7条によりまして、資産及び負債・純資産に関する規定の準用ということで、電気通信事業会計規則第2章を準用しております。

それから、第8条ということで、収益及び費用に関する規定の準用ということで、電気通信事業会計規則第3章を準用しているという関係でございます。

3ページにまたお戻りいただければと思いますが、総務大臣への提出・公表でございます。二種指定事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、接続会計報告書及び配賦整理書、これを接続会計報告書等と申しますが、これを総務大臣に対し提出しなければならないとしております。さらに、接続会計報告書等の写しを営業所等に備え置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならないという提出・公表の規定を設けております。

その他でございますけれども、二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明、いわゆる計算結果証明を得なければならないという規定を設けております。

また、第12条といたしまして、その会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならないということとしております。

これらの省令でございますけれども、その施行につきましては、放送法等の一部を改正する法律による事業法第34条等の改正規定の施行の日から施行し、平成22年度会計から適用すると記載してございます。

法律の条文上申し上げますと、施行につきましては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日ということとなっておりますし、会計の整理の適用年度につきましても、施行の日以降に終了する事業年度から適用することとされております。

しかしながら、二種指定事業者の接続料の適正性を検証可能とするということにつきましては、喫緊の課題と考えておりますし、この答申の中にも、2010年度の会計年度から会計するということを明記しているものでございます。

また、会計を整理すべき二種指定事業者におきましても、本年度分の会計整理をお願いするためには、迅速な接続会計規則の制定が必要となろうと考えているところでございます。

以上を踏まえまして、1ページにお戻りいただきますと、今回諮問させていただくわけでございますけれども、放送法等の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法第34条第6項の規定による第二種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、及び同法を実施するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定を

お願いするものでございます。

以下、電気通信事業法第169条第4号は、審議会への諮問の根拠でございまして、改正法附則第3条につきましては、法律施行前の準備行為を可能にするという趣旨で設けられたものでございます。これらを踏まえまして、諮問させていただくことといたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○根岸部会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

○東海臨時委員 おそらく、1年ちょっと前だったでしょうか。環境変化を踏まえた接続ルールについて、いろいろと議論をしたものの中の1つの課題として、第二種電気通信事業者の会計をしっかりとしなければならないということを受けての今回の諮問だろうと思っておりますが、当時を思い出しますと、一種指定の場合には、NTT東・西のエッセンシャルファシリティーと言いましょうか、ボトルネック設備、それに対して他の事業者が接続するという非常に独特の状況がありまして、このことに対してどう対処したらいいかということで、かなり前から既に接続会計ができあがったということを出しておりますけれども、1年前ぐらいの議論のときも、一部の事業者からは、そういうボトルネック設備が二種指定設備にはないのだから、同じような形での接続会計というのは必要ではないのではないかというご意見もあったわけであります。

しかしながら、ただいま聞いていながら思い出しているのは、接続料の算定に関する透明性の確保というのは、これまた非常に大事なことであることから、固有の電気通信事業者、第二種指定事業者としてのしっかりとした会計情報づくりとその開示、ディスクロージャーというものをやっていたかなければならないという取りまとめをしたような記憶がございますけれども、まさに、その趣旨を受けてこういう形での規則の制定になるのかなど、ある意味では考えを持っているところでございますが、それを大いにきちんとやっていただきたいというように思っています。

ただ、1つだけ、誤解をしていただきたくないと思っているところは、少し一種のほうの古いことを承知している者として申し上げておきたいのは、今、申し上げたようなボトルネック設備やら不可欠設備に対してのアクセスに対する接続会計をつくったというのは、理論的には、会計分離という、あるいは区分経理と言いましょうか、という、

構想、発想というものをベースにして、全体の会計の中のある特殊な部分のコストをきちんと確認し、そのコストによって接続料が算定するという接続料算定根拠を直結させて考えている。もちろん、その後、実は、長期増分費用方式に変わるわけですけど、変わっても接続会計の役割というものは存在し、現在でもそれが引き継がれて存在をしているわけで、それを我々は接続会計と呼んでおります。

おそらく、今、お話を伺っている中では、この会計は第二種指定電気通信事業者の全体会計をこの接続料算定の透明性を高めるためという目的のために新たに制度づくりをするというので、ある一部のコストを取り上げて接続料算定の根拠にすると、こういう意味ではないように理解をいたしました。その1つの方向で考える制度づくりということをまず確認だけさせていただいて、いかがでしょうか。

○根岸部会長　それでは、事務局のほうでよろしく申し上げます。

○二宮料金サービス課長　今、東海委員ご指摘のとおり、第一種指定電気通信設備接続会計につきましては、まず、会計単位を設備管理部門、利用部門を設けまして、さらに、それぞれの機能ごとに、設備に費用を整理をしていくと、そういった過程を経る形で、接続料の具体的な算定に資するために、会計を整理するというところでございました。

他方、今回の二種会計制度と申しますのは、確かにそういった会計単位を設けて整理をするということをいたしておりませんで、各事業者全体の会計の整理ということになってございます。

ただこれにつきましては、その答申の中にも明確に書いてございますけれども、移動電気通信役務損益明細表をベースといたしまして、接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を作成させることが適当とございますとおり、接続料算定のための配賦の出発台という位置づけで、現時点では作成を考えているところでございます。

○根岸部会長　はい。ありがとうございます。東海先生、それで、よろしいでしょうか。

○東海臨時委員　ええ。私の考えた理解と全く同じことでございます。大変その方向は大事な方向であるので、しっかりとした議論をしていかなきゃならないと思っております。

ただ、1点だけ、これは、言葉の問題ですけども、第一種で使われている接続会計という言葉と、ここで言っている第二種の接続会計規則という接続会計の意味は、そういう意味で違っていると、もう少し大きな意味を持っていますよということを承知

の上で議論していただきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長 はい。ありがとうございます。どうぞ、他にございますでしょうか。

私の理解では、今、ご説明のように、第一種につきましては、従来から接続会計とかが存在して整理が行われてきたということですが、二種については、今まではなかったものを新たに作ると、こういうふうに理解してよろしいんですね。

○二宮料金サービス課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○根岸部会長 しかし、一方でおっしゃったんですが、事業者のほうの負担の軽減という要請も一方ではあるということですが、多分、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、二種指定事業者として禁止行為の対象になっていて、その観点から一定の会計を明らかにするという義務があったと思いますし、それから、KDDIにつきましては、基礎的電気通信役務でしょうか、この事業者として一定の会計を整理すると、そういう義務があったように思います。それは、ここで言っている二種の接続会計に、それから大幅に何か負担をする必要は必ずしもないという意味ということでしょうか。あるいは、もう1つ言いますと、3つありますね、沖縄セルラーというのがありまして、これは、ある意味で大きな負担のようにも直感的には思いますけれども、その観点から、負担の軽減というか、あまり負担をさせないという観点からどういう配慮になっているかということをご説明いただければ大変ありがたいと思います。

○二宮料金サービス課長 参考資料の先ほど申し上げました20ページでございますけれども、電気通信事業会計を仮に作るといたしますと、左側にありますとおり、数多くの財務諸表、附属明細書をお作りいただくことになるわけでございますが、第二種指定電気通信設備接続会計規則につきましては、そのうち、非常に限定した形で表作成をお願いするというところでございます。

それから、ご指摘の沖縄セルラーでございますけれども、沖縄セルラーにつきましては、現状におきましても、自主的な形ではございますけれども、電気通信事業会計規則に則する形で会計の整理を行っていると聞いておりますので、今回は、移動電気通信役務収支表を追加していただくという、ごく一部の追加的な負担をお願いすることになろうかと思えます。

○根岸部会長 わかりました。どうぞ、他にございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、この審議会の議事規則に従いまして、諮問された案を報道発表する他、広く意見の募集を行うということにいたします。

本件に関する意見招請は、規定どおり2回実施するというもので、1回目の期間は来年の1月13日までといたします。

また、提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行いましてから、接続委員会において調査・検討いただくということで、最終的に当部会の答申をまとめたかと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。

○根岸部会長　ありがとうございました。本日の審議はこれで終了いたしました。事務局、あるいは委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、本日の会議を終了いたします。

次回につきましては、別途確定になり次第、事務局よりご連絡があるということでございます。

それでは、どうもありがとうございました。

閉　　会